

浜松市営福祉住宅(特別の低家賃住宅)に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市営住宅のうち浜松市営住宅条例(平成9年浜松市条例第73号以下「条例」という。)別表第1に記載する福祉住宅及び別表第2に記載する小集落住宅の取り扱いについて、公営住宅法(昭和26年法律第193号以下「法」という。)及び条例の規定に基づき定める。

(対象となる住戸)

第2条 条例別表第1に記載する福祉住宅は別表に定める住戸とする。

2 条例別表第2に記載する小集落住宅は当概各号に定める住戸とする。

(1) 花川団地 50戸

(2) 春日団地 14戸

(入居資格)

第3条 前条に規定する住宅に入居することができる者は、条例第6条に規定する要件のほか、次の各号に定める資格を有する者とする。

(1) 入居する世帯全体の前年度の総収入(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第6条の規定に基づき算出された収入)が0円である世帯で、かつ将来に渡って収入を見込めない世帯

(2) 自動車を所有していない世帯

(家賃)

第4条 条例第15条第4号の規定に基づき、入居者が特別に住宅困窮度が高いものとし、特別に低家賃の住宅として別表に定めるものを毎月の家賃とする。

2 第2条第2項に規定する小集落住宅の毎月の家賃は、条例第13条第5項の規定による。

(割増賃料)

第5条 前条に規定する毎月の家賃のほか、第2条第1項に規定する住宅において、法第23条第2号イに規定する入居者の場合は次の各号に定める割増賃料を徴収する。

(1) 令第1条第3項に規定する収入(以下「政令月収」という。)が139,000円を超え158,000円以下の場合は毎月の家賃に0.3を乗じた額

(2) 政令月収が158,000円を超え186,000円以下の場合は毎月の家賃に0.5を乗じた額

(3) 政令月収が186,000円を超える場合は毎月の家賃に0.8を乗じた額

2 第2条第1項に規定する住宅において、法第23条第2号ハに規定する入居者の場合は次の各号に定める割増賃料を加算して徴収する。

(1) 政令月収が114,000円を超え158,000円以下の場合は毎月の家賃に0.3を乗じた額

(2) 政令月収が158,000円を超え186,000円以下の場合は毎月の家賃に0.5を乗じた額

(3) 政令月収が186,000円を超える場合は毎月の家賃に0.8を乗じた額

3 第2条第2項に規定する住宅の割増賃料は条例第25条第3項に規定する。

附 則

この要綱は平成19年11月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成21年4月1日より施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行日前に入居している者の割増賃料については、この改正後の要綱5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第2条、第4条関係)

団地名	棟番号	住戸番号	戸数	家賃
湖東団地	TD-1	全て	36	1,200円
	TD-2			
	TD-3			
	TD-4			
	TD-5			
	TD-6			
遠州浜団地	光3	106、107	8	4,800円
		206、207		
		306、307		
		406、407		
	光8	104、105	8	
		204、205		
		304、305		
		404、405		
	みどり3	全て	9	
	波2	全て	12	
TD-44	全て	24	1,200円	
				TD-45
				TD-46
				TD-47
新橋団地	TD-1	全て	10	1,200円
	TD-2			